

お客さま各位

株式会社 佐賀銀行

## 各種カードローンの当座貸越約定書の改定について

平素より佐賀銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび当行では、2024年8月19日（月）から下記のとおり各種カードローンの当座貸越約定書の追記・改定をいたしますのでお知らせいたします。

なお、既にお取引いただいているお客さまにも改定後の取引約定を適用いたします。

当行は、今後もお客さまによりご満足いただけるよう商品の提供・サービスの向上に努めてまいります。

## 記

## 1. 対象商品

- ・カードローン “Support S”
- ・おきがるポケットカードローン
- ・カードローン “Neoca”
- ・ATMカードローン
- ・フリーカードローン
- ・クイックワン
- ・カードローン “スマート Sabio”

## 2. 追記・改定内容

「カードローン “Support S”」

## (1) 第2条（取引方法）

現行	改定後
2. 本取引は、カードおよび現金自動支払機（現金自動預金支払機を含む。以下「支払機」という）を使用する当座貸越とします。	2. 本取引は、カード、現金自動支払機（現金自動預金支払機を含む。以下「支払機」という）、 <u>または貴行所定のアプリを使用する当座貸越とします。</u>

## (2) 第9条（随時返済）

現行	改定後
2. 第1項の随時返済は、カードを使用し支払機により行うこととします。	2. 第1項の随時返済は、カードを使用し支払機により行うこととします。 <u>ただし、貴行所定のアプリで行うこともできることとします。</u>

## (3) 第18条（危険負担、免責条項等）

現行	改定後
2. 諸届その他の書類の印影を私の届出た印鑑に相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引したときは、それらの書類につき偽造・変造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とします。	2. 諸届その他の書類の印影を私の届出た印鑑に相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引したときは、それらの書類につき偽造・変造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とします。 <u>貴行所定のアプリに関するユーザーID およびパスワード等が所定の記録と照合された場合も同様とします。</u>

(4) 第21条 (債権証書の不交付)

現行	改定後
私は、全額弁済により貴行からこの契約が終了した旨の通知を受けた場合は、本契約書 (本契約書に付随する変更契約書等を含む) が返還されなくても異議を述べません。	私は、 <u>貴行にこの契約に係る契約書 (当該契約書に付随する変更契約書等を含む) を差し入れている場合において</u> 、全額弁済により貴行からこの契約が終了した旨の通知を受けた場合は、当該契約書が返還されなくても異議を述べません。

「おきがるポケットカードローン」

(1) 第2条 (取引方法)

現行	改定後
3. 申込者は、別に定める場合を除き、ローンカードを使用して現金自動支払機又は現金自動預金支払機 (現金自動預金支払機含む。以下「支払機」という) から出金する方法により本取引を行うことができるものとします。	3. 申込者は、別に定める場合を除き、ローンカードを使用して現金自動支払機又は現金自動預金支払機 (現金自動預金支払機含む。以下「支払機」という)、 <u>または貴行所定のアプリを使用し本取引を行うことができるものとします。</u>

(2) 第8条 (随時返済)

現行	改定後
2. 前項の随時返済はカードを使用し現金自動預入機 (現金自動預入支払機も含む) により行うこととします。	2. 前項の随時返済はカードを使用し現金自動預入機 (現金自動預入支払機も含む) により行うこととします。 <u>ただし、貴行所定のアプリで行うこともできることとします。</u>

(3) 第17条 (危険負担、免責条項等)

現行	改定後
2. 諸届その他の書類の印影を私の届出た印鑑に相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引したときは、これらの書類につき偽造・変造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とします。	2. 諸届その他の書類の印影を私の届出た印鑑に相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引したときは、これらの書類につき偽造・変造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とします。 <u>貴行所定のアプリに関するユーザーID およびパスワード等が所定の記録と照合された場合も同様とします。</u>

(4) 第24条 (債権証書の不交付)

追記
私は、 <u>貴行にこの契約に係る契約書 (当該契約書に付随する変更契約書等を含む) を差し入れている場合において</u> 、全額弁済により貴行からこの契約が終了した旨の通知を受けた場合は、当該契約書が返還されなくても異議を述べません。

「カードローン “Neoca”」

(1) 第2条 (取引方法)

現行	改定後
3. 申込者は、別に定める場合を除き、ローンカードを使用して現金自動支払機又は現金自動預金支払機（現金自動預金支払機を含む。以下「支払機」という）から出金する方法により本取引を行うことができるものとします。	3. 申込者は、別に定める場合を除き、ローンカードを使用して現金自動支払機又は現金自動預金支払機（現金自動預金支払機を含む。以下「支払機」という）、 <u>または貴行所定のアプリを使用し本取引を行うことができるものとします。</u>

(2) 第8条 (随時返済)

現行	改定後
2. 前1項の随時返済は、カードを使用し現金自動預入機（現金自動預入支払機も含む）により行うこととします。	2. 前1項の随時返済は、カードを使用し現金自動預入機（現金自動預入支払機も含む）により行うこととします。 <u>ただし、貴行所定のアプリで行うこともできることとします。</u>

(3) 第17条 (危険負担、免責条項等)

現行	改定後
2. 貴行が諸届その他の書類の印影を私の届出た印鑑に相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引したときは、それらの書類につき偽造・変造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とします。	2. 諸届その他の書類の印影を私の届出た印鑑に相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引したときは、それらの書類につき偽造・変造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とします。 <u>貴行所定のアプリに関するユーザーID およびパスワード等が所定の記録と照合された場合も同様とします。</u>

(4) 第20条 (債権証書の不交付)

現行	改定後
私は、全額弁済により貴行からこの契約が終了した旨の通知を受けた場合は、本契約書（本契約書に付随する変更契約書等を含む）が返還されなくても異議を述べません。	私は、 <u>貴行にこの契約に係る契約書（当該契約書に付随する変更契約書等を含む）を差し入れている場合において、</u> 全額弁済により貴行からこの契約が終了した旨の通知を受けた場合は、当該契約書が返還されなくても異議を述べません。

「ATM カードローン」

(1) 3. 取引方法

現行	改定後
<p>(2) この取引における当座勘定（以下「この当座勘定」といいます。）の取引は、次の各号の取引とし、小切手、手形の振出、または引受けは、しないものとします。</p> <p>①預金口座のキャッシュカードにより当行所定の ATM 機を利用した当座勘定の入出金取引</p> <p>②本規定 4. による自動貸越サービス取引</p>	<p>(2) この取引における当座勘定（以下「この当座勘定」といいます。）の取引は、次の各号の取引とし、小切手、手形の振出、または引受けは、しないものとします。</p> <p>①預金口座のキャッシュカードにより当行所定の ATM 機を利用した当座勘定の入出金取引</p> <p>②本規定 4. による自動貸越サービス取引</p> <p><u>③貴行所定のアプリを使用した取引</u></p>

(2) 10. 随時返済

現行	改定後
<p>(2) 随時返済は、本規定 9. の自動引落によらず ATM 機にて行います。</p>	<p>(2) 随時返済は、本規定 9. の自動引落によらず ATM 機にて行います。<u>ただし、貴行所定のアプリで行うこともできることとします。</u></p>

(3) 18. 危険負担、免責条項等

現行	改定後
<p>(2) この取引において貸越金支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証）について、当行が、届出の印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>(2) この取引において貸越金支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証）について、当行が、届出の印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうへは、それらの書類につき偽造、変造、<u>盗用等</u>その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。<u>貴行所定のアプリに関するユーザーID およびパスワード等が所定の記録と照合された場合も同様とします。</u></p>

(4) 26. 債権証書の不交付

追記
<p>私は、貴行にこの契約に係る契約書（当該契約書に付随する変更契約書等を含む）を差し入れている場合において、全額弁済により貴行からこの契約が終了した旨の通知を受けた場合は、当該契約書が返還されなくても異議を述べません。</p>

「フリーカードローン」及び「クイックワン」

(1) 第2条 (取引方法)

現行	改定後
2. 本取引は、カードおよび現金自動支払機(現金自動預金支払機を含む。以下「支払機」という)を使用する当座貸越とします。	1. 本取引は、カードおよび現金自動支払機(現金自動預金支払機を含む。以下「支払機」という)、 <u>または貴行所定のアプリを使用する当座貸越とします。</u>

(2) 第8条 (随時返済)

現行	改定後
2. 前項の随時返済はカードを使用し現金自動預入機(現金自動預入支払機も含む)により行うこととします。	2. 前項の随時返済はカードを使用し現金自動預入機(現金自動預入支払機も含む)により行うこととします。 <u>ただし、貴行所定のアプリで行うこともできることとします。</u>

(3) 第17条 (危険負担、免責条項等)

現行	改定後
2. 諸届その他の書類の印影を私の届出た印鑑に相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引したときは、それらの書類につき偽造・変造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とします。	2. 諸届その他の書類の印影を私の届出た印鑑に相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引したときは、それらの書類につき偽造・変造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とします。 <u>貴行所定のアプリに関するユーザーID およびパスワード等が所定の記録と照合された場合も同様とします。</u>

(4) 第23条 (債権証書の不交付)

追記
<u>私は、貴行にこの契約に係る契約書(当該契約書に付随する変更契約書等を含む)を差し入れている場合において、全額弁済により貴行からこの契約が終了した旨の通知を受けた場合は、当該契約書が返還されなくても異議を述べません。</u>

(5) 第24条 (契約の変更)

追記
<u>銀行は、民法第548条の4の定めに従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で借主に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。</u>

「カードローン」スマート Sabio “」

(1) 第 26 条 (契約の変更)

追記

銀行は、民法第 548 条の 4 の定めに従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で借主に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。

2. 改定実施日

2024 年 8 月 19 日 (月) より

以 上

本件に関するお問合せ先

営業統括部 (島松)

TEL 0952-25-4564